

A 庁舎内のコンピュータを互いに接続したネットワーク通信網を利用して各種情報を提供し、各部署で即座に活用することは、時代の要求もあり目覚ましい発達を遂げております。また、相当な数の自治体で実際に運用が開始されております。

本市におきましては、平成七年度において将来の庁舎内ネットワークに対応するためにLANケーブルをすべて張り巡らしてまいりまして、この環境を利用すれば庁舎内ネットワークを構築することは比較的容易に行えます。しかしながら、庁舎内業務関係の情報のお大半は、個人に関するものであり、これらの情報こそ各課で最も利用価値がある反面、だれでも簡単に引き出せるものであつてはならないものであります。したがつて、庁内業務の情報提供につきましては慎重に取り組みこととし、最初は、各課の行事情報や、管理職のスケジュール、会議室や公用車の利用状況、メールによる連絡などに利用したいと考えております。

現在、庁内ネットワーク構築につきましても、検討中であり、使用中のオンライン端

末機はLANには不向きであるなど解決しなければならぬ問題点等がありますが、極力汎用的な設定を行い、使い勝手のよさを考慮した、面倒を見やすいネットワークを構築することを目標としております。

行政事務の進捗状況

Q 行政事務の進捗状況について、次の三点の経過、問題点、目標達成時期等をお尋ねする。

- ① 行政手続条例について（関連条例の見直し状況と問題点）
- ② 防災基本計画の見直しについて（見直しの中心点）
- ③ クリーンセンターについて（施設の入札、発注手続）

A ① 小浜市では、平成八年九月に行政手続条例を公布しており、現在施行につきましても、関係する条例、規則、要綱などを、関係課と調整してしております。また、関連条例等を調査したところ、二百五十二件につきましても精査する必

要があり、それらを昨年から検討しており、その結果、審査基準の設定等が必要な条例、規則が数件あり、必要なものにつきましては出来るだけ早い機会に提案させていただきます。また、本条例も、早急に施行出来るよう努力してまいります。

② 防災計画には、平成七年一月に発生した阪神・淡路大震災を契機に、国、県、市において見直しが進められておりました。本市におきましても、平成八年度から防災アセスメントを実施しております。その内容につきましては、平成八年度には、本市の地質、地盤、災害履歴、危険箇所などを把握し、平成九年度には、

大規模地震における被害想定を含めた災害に対する被害予測を調査することになっております。これにより本市の災害に関する状況を把握し、それをもとに小浜市地域防災計画の全体的な修正を行う予定であり、平成十年度末には知事の承認を得たいと考えております。

③ クリーンセンターの建設事業につきましては、本年三月に敷地造成工事の発注を行い、現在工事を進めております。また、本体施設につきましては、プラントメーカーに性能発注するための見積設計図書を提出していただいております。現在比較検討中であり、合わせて入札に必要な発注仕様書を作成しております。今後これらの準備が整い次第入札指名業者選定委員会において入札指名業者を選定し、入札を実施したいと考えております。入札後は、落札メーカーが実施設計を作成するとともに、補助金等の申請を行い、施設の本格着工に入りたいと考えております。

児童福祉法

Q 平成十年四月より改正児童福祉法が施行されることとなり、十五箇所の保育園をもつ本市においてはその対応が重要と考えられる。保護者の方が関心をもつ主な点は、入所させる保育園を選

択出来ること、納税額に応じて徴収を行っている保育料が、子供の年齢に応じた利用料として徴収されることであると思われるが、これらを踏まえ現在の入所システムと法改正後の対応、保育料の徴収方法の対応、現状から見た問題点についてお尋ねする。

A ① 現在の措置制度は、市町村が保護者に対し入所を認める行政処分として



クリーンセンター建設予定地



小浜第一保育園

行っており、入所対象児童か否か、また、入所の優先順位を判断して措置することとなっております。今回の法改正では、保護者が、市町村及び保育園が提供する情報に基づき、選択して市町村に申し込むこととなります。本市におきましては、現在、ある程度の情報提供を行い、保護者が希望される保育園に措置しております。平成十年からの入園申請にあたりましては、広報や入園申請書の配布時を利用し、定員、入所児童数、特別保育の実施状況、開所時間、保育方針、保育料等情報提供を行い希望される保育園に出来るだけ入所していただけるようにさせていただきます。

②今回の児童福祉法改正に伴い、保育料の負担方式の均一化の方向が打ち出されましたが、本市では、当面保育料の負担増とならないように基準額の十区分を七区分にするなど、簡素化を図る内容とし、平成十年度の保育料改定にあたりましては、国の内容がまとまり次第、児童福祉審議会のご意見をもとに、改定の方角付けを行い、階層ごとの保護者負担が急激に高くなるならないよう、配慮してまいります。

③改正に伴う問題点につきましては、乳児保育、障害児保育、延長保育等多様な保育需要に即応した保育サービスの提供が求められると考えられますが、それらを一齐に全保育園で対応することは困難であります。しかし、各園の特色として取り組むことは可能であり、それらの情報提供を行い、保護者の方を選択していただきたいと考えております。

また、情報提供とともに、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うようになっておりますが、両親が子育てを自立して行っていくためには、まず自分たちがどのような子育ての理想を持つべきかという課題があると思われまます。地域子育て支援センターを拠点としてその充実に努めてまいります。

南川防災計画

Q

南川低水護岸の未整備部分については、現在多くの家屋が建ち並んでいるが、小浜市としてどういう整備計画をもっておられるのか。また、以前の質問以降、

整備状況はどのように進展しているのかお尋ねする。

A

南川の改修計画につきましては、昭和六十二年に南川河川改修計画を作成し、河積断面の拡大、堤防の補強等が計画されております。低水護岸は、湯岡橋付近と生守地係上流の右岸堤が災害復旧事業、及び県単独事業において整備されておりますが、そのあいだの区間が未整備の状況であります。市といたしましては、災害を防止し、住民の生活安定のために未整備区間を早期に改修していただくよう、関係機関に強く要望してまいる所存でございます。



南川（湯岡橋付近）

学校施設

集落PTA

Q

①教育現場において、今なお近代教育といえる程遠い備品や器具が使用されている様に聞かれますが、近代教育の環境という点から懸念を感じます。現状を認識し、把握しておられるのなら見解をお示しいただきたい。

②集落PTAについて。いつから、どのような形ではじめられたのか。また、どのような考え、理念をもって進めてこられたのか。経過と今後の進め方についてお尋ねする。

A

①本市においては、昭和三十年から四十年代にかけて小・中学校校舎の鉄筋化を進め、平成三年四月の内外海小学校の開校をもって終了をいたしましたところでございます。しかしながら、初期に鉄筋化されたものにつきましては、三十年余りが経過し、年々老朽化が進んでおります。このため、昭和六十一年度から順次大規模改造に取り組み、浜中、二中、小浜、今富、宮川、松永小学校と整備

を進めてまいりました。なおまた、学校施設の日々の維持管理につきましては、各学校の教頭を中心に点検をいたしております。不備なところがあれば緊急度等を勘案しながら、これらに対処しているところでございます。

一方、今日の教育内容に対する要請は高度化、広範囲にわたっております。このため、今年度からこうした教育環境の変化に対応するため、「小中学校施設整備充実十カ年事業計画」を立て、校舎、体育館、プールのみならず、校庭をはじめとする周辺環境につきましても順次整備を進める計画をいたしております。

②家庭は、親子の愛情と信頼を基調とする集団で、日々の生活の営みのなかで親子へ基本的な生活習慣、生活の知恵を教えていく場があります。しかしながら、急激な社会情勢の変化とともに、共働き家族の増加、核家族化が進むなか、家庭教育の重要性を見直し、家庭教育の場そのものをもう一度考え直すことが必要な時期になっております。この急激な社会構造の変化、家庭構造の変化のなか、地区PTA活動は、昭

和六十年に各区ごとに子供をもつ親が中心となり、学校、公民館、親が連携を密にして「地域の子供は地域のみんで育てるんだ」という考えのもと、話し合い活動の充実をはかり、地域が持つ教育力の回復と健全な人づくりを推進することをねらいとして、各区ごとに実施されてきたものであります。今後、子供の教育というものは学校、家庭、地域社会がお互いに連携を密にしていかなければならないわけでございますが、私どもといたしましては、連携を密にした教育が行われますよう諸条件の整備を図っていかなければならぬと考えております。

政治姿勢

Q 今日、交通網や生活環境の整備、急速に進む高齢化社会にいかに対応するかなど、課題が山積している。市長は、弱い人に手厚い行政を進めたいと言っておられるが、弱者の立場にたつという基本姿勢をどのように実現していくお考えをお尋ねする。

A 私の信条といたすとこ

と「市民の皆様の健康を守る」ことにあります。「健康を守る」ことにつきましてですが、私自身の健康を守ることができず、生まれて初めて入院生活を体験し、健康の大切さを深く実感したところでございます。特に、入院中思いましたことは、少子化によって人口が減少するなかで高齢化社会を迎えるという、かつてない事態に直面する問題であります。高齢化の進展にともない、介護を必要とする人たちの期間が長期化し、また介護をする子供の世代も高齢化してくるわけであります。少子化や女性の職場進出による共働き家庭の増加により、介護を担当する人がいなくなるという現象がますます強くなっていくと思われま

す。本市の健康行政につきましては、老健施設や福祉センターの建設といったハード事業も大切なことでありますが、これとともに障害を持つ方、援護・支援の必要な方が安心して、生き甲斐をもつて生活できるような社会づくりに努力してまいりたいと考えております。



本定例会において、次の五つの意見書を可決し、それぞれ関係行政庁へ提出しました。

行方不明事件の真相解明を 求める意見書

昭和五十三年七月に、小浜市内の男女二名が行方不明となる事件が発生し、警察をはじめ関係者の必死の捜索にもかかわらず、いまだに解決されていません。

ところが、最近になってこの男女二名が拉致された可能性も否定できないとする情報や報道が相次いで出ており、警察庁および県警察としてもこの事件について強い関心を寄せているとのことである。

一方、同時期に行方不明となった各地の家族らが「被害

者家族連絡会」を結成し、政府に真相究明を求める署名活動を展開しているところである。

この事件は、発生から二十年を経過したが、この間、悲劇に巻き込まれた両親はじめ家族らの心痛は想像を絶するものがある。また、私たち市民にとっても忘れることのできない事件である。

よって関係行政庁におかれましては、この事件に関する情報の真偽を確認するとともに、事件の真相解明について積極的に対応されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年六月二十五日
小浜市議会

農業農村整備事業とウ ルグアイ・ラウンド農 業合意関連対策の実施 に関する意見書

平成六年十二月のウルグアイ・ラウンド農業合意を受け

て、我が国の農業・農村に及ぼす影響を極力緩和し、農業・農村を我が国経済社会における基幹的な産業及び地域として次世代に受け継いで行くために、ウルグアイ・ラウンド関連対策が平成七年度から実施されており、現在の農業・農村と我が国の食糧自給率が先進国最低の現状を顧みたとき、必要不可欠な施策であると認識しています。

この関連対策の一つとして、高生産性農業基盤並びに中山間地域の活性化に向けた緊急促進事業として農業農村整備事業が位置付けられ、各種の事業が実施中であり、ウルグアイ・ラウンド対策三カ年を経て、着実にその成果が認められている中、地元農業者はじめ、当小浜市におきましても大きな期待を持って事業に取り組んでいるところがあります。

しかるに、先の財政構造改革会議の最終報告に基づく閣議決定はウルグアイ・ラウンド対策期間の延長、公共事業費枠の削減並びに農業農村整備事業をはじめとした公共事業費の削減など非常に厳しい内容となっており、地元農業者の農政への不信や営農意欲

の減退など、農業の衰退が懸念されるところであります。

よって、国におかれましては「安定した食糧の確保」「均衡ある国土の発展」を図る観点から、農業農村整備事業の平成十年度予算は確実に計上するとともに、ウルグアイ・ラウンド対策費は従来どおり補正予算にて計上していただきたい。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年六月二十五日

小浜市議会

国有林の民営化に反対し、

国有林の再生を求める

意見書

政府は今、林政審議会に於いて、国有林野事業の在り方の根本的な検討に入っています。また、危機的な国有林の現状を踏まえ、民営化論も浮上しています。

しかし、国有林野会計が今日の危機的状況に陥った原因

は、官業による非効率性もさることながら、七〇八%もの高利な財政投融資、海外の安価な輸入材の影響もありま

す。国有林という日本の脊梁地帯にある森林、そして五十三%もが保安林という国有林の経営に、独立採算制を適用することに重大な問題があったと考えます。今日世界の趨勢は、一般会計化であり、仮に特別会計であっても、不足分は一般会計からの補填方式です。

よって政府は、民営化ではなく、以下の立場から、国有林の再生を図られるよう要望します。

記

一 国有林は民営化せず、国の管理監督のもとで、再生されたい。

二 荒廃した山の再生に取り組むため、事業収入は挙げ、植林・育林等に充て、その他の経費及び累積債務は、一般会計で補填すること。

三 現在進めている改善計画を見直し、国有林の再生のためにも営林署の統廃合をやめ、林野庁の持つ機能を最大限に活用させること。

四 森林再生問題を、林業関係者・山間地域だけに留めず、下流域も含め、その公益性や国土保全・環境保護の観点から、国民的課題として林業の在り方を見直すこと。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年六月二十五日

小浜市議会

郵政三事業の現行経営

形態の堅持に関する

意見書

現在、郵政事業は山間辺地を含め全国二万四千余の郵便局ネットワークを通じて郵便、為替貯金、簡易保険業務をはじめ各種年金の支払事務などの公的サービスを提供することにより、国民生活の安定と福祉の増進に大きく寄与しているところである。

昨今、行財政改革の論議の中で郵政事業の民営化などについて議論されているところ

であるが、仮にもこの郵便局が提供している郵政三事業が民営化に移行されるとなると、採算性を重視することは明白であり、採算がとれない地方の郵便局が廃止されることとが予想され、二十一世紀を

目指して国土の均衡ある発展が強く望まれる今日、地域に与える影響は極めて大きいものがある。

特に、少子・高齢化社会が進展する本市においては、地域内に点在する郵便事業、貯金事業及び簡易保険事業の三位一体となった郵便局こそが、誰もがどこでも利用できる国民共有の生活インフラとしての存在であり、今後もワンストップサービスの拠点としてのより一層のサービスを期待しているものである。

また、郵便貯金、簡易保険の資金は長期安定的な資金として学校、道路、公園、住宅等の各分野における社会資本整備や市民の生活向上に役立っており、民営化ともなれば、今後の社会資本整備に大きな支障をきたすことにもなる。

よって政府におかれては、これら郵政事業の果たす公共的・社会的役割の重要性に鑑み、より一層合理化と時代に

即したサービスの向上に努力し、現行の経営形態を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年六月二十五日

小浜市議会

公共交通規制緩和に

関する意見書

国民生活に必要な不可欠なバス・鉄道等公共交通機関は、今、地方において過疎化の進行やマイカーの普及とあいまって、その経営は厳しく存続が危ぶまれている。

バス・鉄道の使命は、多くの人命を預かり、あわせて通勤・通学や児童・身体障害者・高齢者などの足を確保することであり、このことが地域住民の生活にとって必要であり重要な課題である。また、地域活性化の核として大きな役割を担っていることから、規制緩和は、公共・公益性の

維持と安全輸送・公正競争・利用者利便の向上・良質な労働力の確保などを基礎として、社会福祉的観点に立ち、各種規制の見直しを図るべきである。

よって、次の事項について慎重に取り組まれるよう強く要望する。

記

一 バス・鉄道等に関する需給調整規制の見直しにあたっては、公共・公益性の特質性を重視し、慎重に対処すること。

二 社会的に守られるべき安全で安定した交通網の維持と、良質な輸送サービスの確保のため、社会的諸施策を強化すること。

三 地域住民に必要不可欠な地方鉄道・乗合バスの生活路線の維持方策を福祉政策と位置づけ、諸制度を確立するとともに、関係者の意見・要望などを十分反映できる中央・地方レベルでの協議会等を設置すること。

四 事業者の資質の確保と、継続性の観点から、安易な参入・撤退を防ぐための基準の確立を図ること。

五 需給調整規制の見直しに

あたっては、その環境・社会的に守られるべき条件整備、利用者保護・周知徹底など十分な保障が確立された後とすること。

以上、地方自治法第九十九



「お年寄りにやさしい街づくり交通安全宣言」に関する決議

日々発達を続ける自動車交通社会の中にあつて、日常生活上最も驚異となる交通事故を未然に防止し、安全で快適な街をつくることは、小浜市民すべてが強く願うところである。

しかしながら、本格的な長寿社会の到来により、郷土の発展につくされた高齢者が交通事故の被害者となり、また

条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年六月二十五日

小浜市議会

高齢ドライバー自らが交通事故を起こす形態が年々増加傾向にある。

高齢化社会が一層進展する二十一世紀を目前にひかえ、人と車が共存し、ともに発展する成熟した長寿社会をつくりあげるには、高齢者に対する交通安全思想の普及、啓発を市民総ぐるみで推進するとともに、交通安全施設の充実等、高齢者のための安全できめの細かい交通環境づくりが求められるところである。

よって、高齢者にやさしい安全で住みよい街づくりに行政と市民が一体となって取り組むべく、ここに本議会は「お年寄りにやさしい街づくり交通安全宣言」を決議する。

平成九年六月二十五日

小浜市議会

六月定例会の開会に先立ち、全国市議会議長会、北信越市議会議長会、福井県市議会議長会より永年在職議員に対する表彰状及び福井県市議会議長会より前議長、前副議長の在職功勞に対する感謝状の伝達が議場において行われました。

表彰状

感謝状

【永年在職三十年特別表彰】

全国市議会議長会

北信越市議会議長会

木橋 正昭 議員

【永年在職十年表彰】

全国市議会議長会

北信越市議会議長会

福井県市議会議長会

岡尾 正雄 議員

宮川 建一 議員

浜岸 利一 議員

【議長在職功勞】

福井県市議会議長会

浜岸 利一 議員

【副議長在職功勞】

福井県市議会議長会

河端 勝次 議員

行政視察受入

- ◎ 4月10日 北海道古平町議会 9名
視察項目 産業廃棄物処理について
- ◎ 4月25日 富山県魚津市議会外4町 20名
視察項目 有線テレビ放送について
- ◎ 4月28日 埼玉県川越市議会 4名
視察項目 観光行政について
- ◎ 5月14日 熊本県山鹿市議会 8名
視察項目 同和行政について
- ◎ 7月14日 沖縄県沖縄市議会 10名
視察項目 白鬚再開発事業について
- ◎ 7月14日 奈良県奈良市議会 11名
視察項目 観光行政について
- ◎ 7月17日 群馬県桐生市議会 1名
視察項目 白鬚再開発事業について
- ◎ 7月18日 静岡県清水市議会 2名
視察項目 観光行政について